

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国基準（抜粋）：事業類型別比較

項目	小規模保育事業（6～19人）			家庭的保育事業 （1～5人）	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業
	A型	B型	C型（6～10人）		20人以上	19人以下	
職員	<保育士> 0歳児 3:1 3歳児 20:1 合計+1人以上	<保育従事者※1> 1・2歳児 6:1 4歳児以上 30:1 (保育士 1/2以上)	<家庭的保育者※2> 1人につき乳幼児3人以下(補助者とともに に保育する場合は5人以下)	<保育士> 0歳児 3:1 3歳児 20:1 合計で2人以上	<保育従事者※1> 1・2歳児 6:1 4歳児以上 30:1 合計+1人以上 (保育士 1/2以上)	<家庭的保育者> 1人につき乳幼児1人	
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室（1人3.3㎡以上） 2歳児以上 保育室又は遊戯室（1人1.98㎡以上）	0・1歳児 乳児室又はほふく 室（1人3.3㎡以上） 2歳児以上 保育室又は遊戯室 （1人3.3㎡以上）	保育の専用居室 3人以下9.9㎡以上 4人以上1人につき 3.3㎡を足した面積 以上	0・1歳児 乳児室（1人1.65 ㎡以上）又はほふく 室（1人3.3㎡以上） 2歳児以上 保育室又は遊戯室（1 人1.98㎡以上）	0・1歳児 乳児室又はほふく 室（1人3.3㎡以上） 2歳児以上 保育室又は遊戯室 （1人1.98㎡以上）	—	

※1 保育従事者：保育士又は市町村長が行う研修を修了した者

※2 家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

<参考>

○家庭的保育事業等のコンセプト：地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
特徴	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施